

薬局機能情報提供制度における報告を書面によって行う薬局の皆様へ

薬局機能情報提供制度については、令和6年1月5日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G－M I S」という。）により報告が可能となったところです。

他方、薬局がG－M I Sによる報告を行うことができない場合、薬局は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をG－M I Sに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。

また、G－M I Sに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

- (1) G－M I Sの円滑な運営・維持
- (2) G－M I Sの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G－M I Sの利便性向上のための分析・評価
- (4) G－M I Sの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上